

## 2025年度動物実験委員会委員一覧

関西学院大学動物実験管理規程第10条に基づき、次のとおりとする。

### 1. 第10条第1号に定める委員（部局の動物実験施設管理者）

文学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者 専門分野：臨床心理学  
生命環境学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者 専門分野：生化学

### 2. 第10条第2号に定める委員（部局の実験動物管理者）

文学部専任教員 役割：実験動物に関して優れた識見を有する者 専門分野：動物心理学  
生命環境学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者 専門分野：発生生物学

### 3. 第10条第3号に定める委員（動物実験責任者である教員 若干名）

文学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者 専門分野：行動神経科学  
生命環境学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者 専門分野：発生生物学

### 4. 第10条第4号に定める委員（副機構長又は研究支援センター委員 1名）

生命環境学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者 専門分野：海洋生物工学

### 5. 第10条第5号に定める委員（動物実験を行っていない専任教員 若干名）

文学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者 専門分野：新約聖書学

### 6. 第10条第6号に定める委員（その他学長が必要と認める者 若干名）

外部委員 役割：実験動物等に関して優れた識見を有する者 専門分野：実験動物医学  
安全管理課職員 役割：その他学識経験を有する者  
安全管理課職員 役割：その他学識経験を有する者

- 【注】1) 第10条1号から3号に定める委員は、当該部局の長の推薦により学長が委嘱する。  
2) 第10条4号から6号に定める委員は、研究推進社会連携機構長の推薦により学長が委嘱する。  
3) 第10条に定める委員の任期は、2年とする。ただし4号に定める委員の任期はその職の期間とし、6号に定める委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。  
4) 各委員の役割表記は、文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に基づく。

以上